

## 国際希少野生動植物種の追加に伴う器官等の追加等（報告事項）

### （１）器官・加工品及び原材料器官等の追加

今般新たに国際希少野生動植物種に追加される種のうち、その器官・加工品の流通が認められ、譲渡し等に係る規制等の措置を講ずる必要があるものを、以下のとおり施行令別表に追加する（施行令別表第４）。そのうち、製品の原材料として広く使用され流通している器官・加工品については、以下のとおり原材料器官等に追加する（施行令別表第５）。

#### ○器官・加工品への追加

（別表第４）

科名	器官	加工品
せんざんこう科	鱗、皮	鱗を材料として製造された物品で人が摂取するものその他環境省令で定めるもの、皮革製品（ ）

（ 皮革製品：現行の施行令で「皮を材料として製造された衣類、装身具、調度品その他環境省令で定める物品であって毛皮製品以外のもの」と定めている。）

#### ○原材料器官等への追加

（別表第５）

科名	原材料器官等
せんざんこう科	皮及びその加工品

### （２）既存の国際希少野生動植物種における登録対象個体群の追加

現在、国際希少野生動植物種に指定されている種のうち、一部の個体群について個体数の増加が認められること等から附属書 から附属書 に移行したものについて、これらの個体群を、登録を受ければ国内で流通させることができるものとして、以下のとおり、登録対象個体群に追加する（施行令別表第６）。

#### ○今回追加する登録対象個体群

（別表第６）

種名	個体群	個体等
<i>Crocodylus acutus</i> （アメリカワニ）	コロンビアのシスパタ湾マングローブ統合管理地区の個体群	個体、加工品
<i>Crocodylus porosus</i> （イリエワニ）	マレーシアの個体群	個体、加工品